

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（平成26年4月）

氏名 田村 勇介	所属庁・官職 福岡家庭裁判所 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成26年4月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 4月2日 講義の終了 4月15日～23日 札幌地裁安江裁判官の研究調査への同行		
キーワード欄 ・ 講義 ・ 裁判官との面談 ・ 法廷傍聴		

平成26年4月30日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

福岡家庭裁判所 田村 勇介
(在カナダ・トロント大学)

留学報告 (平成26年4月)

第1 大学

4月2日、大学の講義が全て終了しました。

第2 札幌地裁安江裁判官の研究調査への同行

1 4月15日

(1) 10時から、Small Claims Courtにて、Assessment Hearing (欠席裁判において、原告の請求を認定するための手続)を傍聴しました。いずれも、被告は欠席しており、原告が、原告本人の尋問と書証の提出によって、原告の請求額や請求内容を立証していました。訴訟で被告が欠席すると、欠席裁判となりますが、原告の請求についてはなお立証を要するところであり、そのための手続となります。代理人が就任している事件は代理人による尋問がされ、就任していない事件は裁判官が尋問を行っていました。なお、うち1件は、パラリーガルが代理人に就任しており、これはSmall Claims Court独自のものといえます。

(2) 引き続き、トライアルを傍聴しました。事案の内容は、カフェを営む原告が、被告が経営する家具店 (本件店舗) からカフェの備品として12脚の椅子 (本件椅子) を購入したところ、これら全てに裂けが生じたことにより、本件椅子の購入代金相当額の損害を請求したというものでした。原告にはロースクールの学生が代理人として就任しており、被告は支配人が出席していました。まず、双方が

ら、主張の要約が口頭で説明されました。原告は、本件椅子について、いずれも保証期間内であるにもかかわらず、被告がその保証を履行しなかったことによる請求である旨述べました。被告は、本件椅子については、そもそも商用目的の購入の場合には保証が適用されないこと、仮に適用されたとしても、本件訴えは保証期間の1年が経過した後に提起されたものであり、いずれにしても責任を負わない旨述べました。

続いて、原告本人の尋問が始まりました。原告は、本件椅子の購入時に本件店舗の従業員から再三保証については問題ない旨述べられたこと、被告が以前本件椅子全ての交換に応じたことがある旨述べていました。原告の代理人は学生であることもあり、尋問事項がよく練られておらず、裁判官自らが尋問することが多かったです。続いて、反対尋問では、本件椅子の請求書に commercial use の場合には no wty と記載されていることや、本件椅子の値札に商用目的の場合には保証が適用されないと記載されていたこと、インターネット上に被告の保証規定が載っていることなどについての尋問がされました。原告は、no wty が no warranty を意味するということは知らず、値札にその旨記載はないし、インターネット上の規定も知らないと答えていました。

続いて、被告支配人の尋問が始まりました。被告支配人には代理人が就任していないため、裁判官が尋問をし、続いて原告代理人が反対尋問をしました。

その後、双方から submission (弁論) がされました。原告の弁論では、商用目的の場合に保証の適用がないという約款は原告が聞かされておらず、その適用がないとの主張がされました。裁判官から、仮に保証が適用された場合の保証期間についての求釈明がされ、原告は、交換時点から1年であるとの主張がされました。また、損害についても、保証を履行しなかったことによる損害は、そもそも本件椅子の購入代金なのか、修理費用が損害になるのではないのかとの求釈明がされ、これについて、原告からは明確な主張はありませんでした。被告の弁論では、当初の主張と同様の主張がされました。

そして、昼の休憩後、口頭で判決が言い渡されました。判決内容は、まず、双方の主張の要約がされた後、事実の摘示がされ、その後、争点が提示され、判示がされました。判示としては、原告は、被告の保証規定については十分に表示されていない（表示されたことの証拠がない。値札は証拠提出されていないし、インターネット上の記載も原告が知っていたことを認めるに足りない。）ことから、本件椅子に保証は適用されるものの、本件椅子の交換がされた時点から1年経過した翌日に本件訴えが提起されていることから、被告は責任を負わず、原告の請求を棄却する（dismiss）ということでした。なお、訴訟費用については、被告が原告に請求しないとのことでした。

- (3) 裁判官に尋ねたところ、small claims court ではロースクールの学生が弁護士の監督の下当事者を代理することができること、しかし、本代理人は準備が不足していること、費用の問題から、弁護士が代理するのではなくロースクールの学生が代わりに代理したのであろうとの話がされました。

2 4月16日

9時30分に、Master Short を訪問し、破産事件の discharge hearing（管財人による財産状況報告と免責審尋のようなもの）を傍聴しました。今日は、35件の事件が入っているとのことでした。この裁判所には、14人の Master がいるとのことでした。

事件は、trustee（管財人）と bankrupt（破産者）の出席の下進められました。まず、trustee が、破産者の資産と負債、これまで破産者が管財人に支払った額などを説明した上、破産者が出席している場合には、裁判官から破産者に対する hearing がされました。その後、裁判官が、適宜、免責になるかどうかを宣言していました。免責のためには、基本的には、負債の何パーセントかは管財人に支払う必要があるようで、日本との違いを認識しました。なお、破産者が出席しない場合には、no order として、bankrupt 状態が破産者が出席しない限り永久に続くこととなります。他方、no longer bankrupt と宣言されると、discharge dept

ということになるようです。なお、trustee は、日本と異なり、破産者が個人的にお金を払って雇う必要があるようで、確かに、metro という新聞の最後の方には、管財人の広告がたくさん見られました。trustee の職務としては、破産者の資産、負債の調査をした上で、破産者の支払状況を見て、免責になって良いかどうかをオーソライズするように見えました。なお、弁護士が管財人となることは禁止されているようで、管財人となるには、特別なライセンスを要するということでした。初めて見た手続でしたが、日本の制度とは少し似て、異なる点も多く、興味深かったです。

その後、午後3時頃から、Master Albert の建築訴訟のトライアルを傍聴しました。事案は、建築請負人である原告が、注文者である被告に対し、追加工事代金の支払を求める事案で、争点は、当該工事が追加工事なのか、それとも本契約の内容なのかということでした。主尋問は affidavit によって代えられたようで、反対尋問と再主尋問のみがされました。原告の再主尋問時に、被告から、再三、質問事項が反対尋問の範囲を超えている (non of them were covered in cross examination) との異議が出されていました。なお、証人の宣誓後、最初の質問は、裁判官が、証人に affidavit を示した上で、最終頁のサインが証人のものかどうかの確認と、affidavit の内容が真実かどうかの確認をしていたのが印象的でした。日本でも証人尋問の最初に陳述書の署名や内容についての確認をすることが多いですが、やはり、これは省略すべきでないものだとすることを再認識しました。尋問は、来週も続くようですが、今回は、4時30分で修了しました。その後、Master に尋ねたところ、この裁判所では、2人の Master が建築訴訟を担当しているとのことでした。また、建築訴訟のケースマネジメントにおいては、フルケースマネジメント (一人の Master がケースマネジメント、モーション、トライアルを全て担当する。) が採用されているとのことでした。

3 4月17日

(1) 9時00分に superior court of justice を訪問し、安江裁判官の調査事項に

についての網羅的な説明を受けました。

本裁判所には、民事事件を担当している裁判官は30人おり、contract, negligent, defamation, mortgage enforcement など、民事事件一般を扱っているとのことでした。民事事件について裁判官が行う仕事は大きく分けて3つであり、pre-trial, motion, trial で、トライアルについては、jury のケースもあるとのことでした。Master も、pretrial, trial, motion をする権限を有するとのことでした。うち3人の裁判官が、pretrial を集中的に担当しており、その中には、regular pretrial (通常事件のもの)、long-trial (複雑な事件や時間のかかる事件) のための pretrial が含まれるとのことでした。

pretrial で行うことは2つあり、一つは当事者が事件を任意に解決することを助けること、二つはトライアルマネジメント(争点、証人、トライアルの時間の見積もりなどを確定する)ということです。最初の pretrial 前に、当事者に memorandum (主張のまとめや争点や証人数などについての書面とともに、提出予定の書証全ても添付されたもの)を作成させ、提出させるとのことでした。なお、pretrial は、ディスカバリー完了後に開催されます。regular pretrial は、1件当たり1時間から2時間の枠で予定され、1日に9:30, 11:30, 2:15, 3:30という期日が設けられます。long-trial においては、pretrial だけでも2日かかるようなものもあるようです。

また、当事者が、裁判所の定めたスケジュールなどの order に従わない場合、不利益を被った当事者のコストについて、違反当事者に支払命令をすることがあったり、希に法廷侮辱(contempt order)とされることもあるとのことでした。

複雑な事件等は、Rules of Civil Procedure の Rule77 によって、Case Management が採用され、pretrial conference やモーション、trial management を全て一人の裁判官が担当するものとされています。なお、トライアルを担当する裁判官は別の裁判官になります。

(2) その後、9時30分から、pretrial を傍聴しました。まず、原告弁護士、被告

弁護士双方同席の下、開始されました。本件は、原告弁護士が本人との連絡が取れないという事案であり、既に定められていたトライアルの日程が取り消されるなどしました。裁判官は、pretrial 終了後、行った事項などをまとめる Form を作成していました。

その後、11時30分から、2件目の pretrial を傍聴しました。この事件は、交通事故の被害者である原告が、加害者である被告に対し、損害賠償を求めた事案で、まず、原告弁護士、被告弁護士（被告から雇われているが、保険会社の代理人）双方同席の下、開始されました。裁判官は、調停がなぜ不調になったのかを尋ね、双方に、本日合意によって解決する意思があるかどうかを尋ねました。そして、被告に、被告が問題視している点があるかを尋ね、それについて、裁判所としての心証を伝え、他方で、原告に対し、原告の問題点を伝えました。その後、被告代理人を退席させて原告本人を入れ、裁判所の心証を伝えました。その後、被告代理人と保険会社の担当者を入れ、原告とのやり取りの経過を伝えると共に、裁判所の心証を伝え、あり得る支払額の幅を伝えていました。その後、原告の代理人のみを入れ、あり得る支払額の幅を伝えていました。そして、被告の代理人を入れ、原告から、被告に対する提案として、91,255ドルが出されました。その後、双方代理人が本人と話すということでいったん休廷になり、最終的に、50,000ドルで合意が成立しました。休廷中、法廷外で代理人間でのやり取りがあったことが予想されます。

裁判官は、当事者の合意を強く勧めることはできるが、push してはならないと言っていました。この点、日本の和解の制度とは異なると思いました。確かに、裁判官からの提案という一定額の提示はなく、あくまでも幅を伝えるのみであり、最終的には原告から被告への提案という形を取らせていたのも、その点を反映しているものと感じました。ただ、和解の進め方として、基本的には代理人同席の下議論をさせるというのは、透明性を確保させるものとして、参考になりました。また、当事者には個別に裁判官と話す機会を設ける点も、参考になりました。

(3) 午後2時30分から、Master Short の Motion を傍聴しました。事案は、原告が遠方に所在しているため、被告から、security cost の申し立てがあったという事案です。すなわち、将来発生し得る訴訟費用の担保として、一定額の支払を求めるという事案です。審理後、5000ドルを支払えとの命令が下されました。

4 4月22日

10時から、Motion を傍聴しました。20件を超える事件が入っていましたが、大部分が Status Hearing (statement of defence が提出された後、2年以内にトライアルの期日が指定されていない事件について、今後の予定を命ずる手続) であり、これは原告の出頭のみで足りるため、1時間ほどで終了しました。すなわち、この手続は、もし事前に原告被告間で両者のサインの下合意された予定表が作成されていれば、それを裁判所に提出するだけで、裁判官が署名して命令が作成され、裁判所に出頭する必要は生じませんが、このような合意ができないため、原告の出頭の下行われるものです。そして、予定表は、事前に原告が被告に対して送達するようです。命令は、当事者の作成した命令書に、予定表を載せて、裁判官が署名するだけで済むようになっており、場合によっては裁判官が予定された期日を修正することがあります。この命令の条項の中には、上記2年の締め切りを1年間伸ばす(延長された締め切り以内にトライアルが指定されない場合、registrar が訴えを却下することができる) というものも含まれています。

5 4月23日

弁護士の [REDACTED] と面会し、ディスカバリーの実際などについての話を聴きました。

第3 今後の予定

法廷傍聴等を続ける予定です。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（平成26年5月）

氏名 田村 勇介	所属庁・官職 福岡家庭裁判所 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成26年6月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 5月8日 法廷傍聴		
キーワード欄 ・講義 ・裁判官との面談 ・法廷傍聴		

平成26年6月1日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

福岡家庭裁判所 田村 勇介
(在カナダ・トロント大学)

留学報告 (平成26年5月)

第1 法廷傍聴等

5月8日、Justice Weagantを訪問し、Youth Mental Health Courtを傍聴しました。これは、精神障害等を有している少年についての刑事事件について、犯罪事実には争いがない場合、トライアルによって処遇を決めるのではなく、精神科医等と協力してその適切な処遇を決めるという手続です。resolution courtと呼ばれるものです。

当日は、少年を複数呼び出し、順にCrownからこれまでのプログラム（精神障害等の治療プログラム）の受講具合等の報告がされ、それで少年の抱える問題が解決されれば事件は終了し、まだであれば続行等されるというものでした。

初回期日では、まず、弁護士が、裁判官に対し、少年が任意に guilty と主張しており、トライアルに付される権利も放棄するというようなことを述べ、続いて少年も guilty である旨述べました。そして、裁判官が、少年に事実を読み上げて、具体的事実について少年は guilty と述べました。その後、Crown が、サブミッションのようなものを述べて（事実の詳細や経緯など）、弁護士が、それに対する意見を述べて（guilty と）、少年も guilty と述べ、最後に裁判官が guilty と宣言しました。そのような手続を経て、resolution court の手続が始まることになります。

日本においては、精神障害等を抱える少年の処遇については裁判所の決定後に少年院等でされるものであるところ、当地においてはそれを前倒ししているところが

興味深く感じられました。

第2 今後の予定

法廷傍聴等を続ける予定です。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（平成26年6月）

氏名 田 村 勇 介	所属庁・官職 福岡家庭裁判所 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成26年6月24日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 6月2日～4日 法廷傍聴 帰国準備		
キーワード欄 ・ 講義 ・ 裁判官との面談 ・ 法廷傍聴		

平成26年6月24日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

福岡家庭裁判所 田村 勇介
(在カナダ・トロント大学)

留学報告 (平成26年6月)

第1 法廷傍聴等

6月2日から4日にかけて、Justice Murray を訪問し、Child Protection のトライアルを傍聴しました。事案は、[REDACTED]、子(3歳)が Children's Aid Society に保護されたが、今般、CAS が、子供の保護期間が法定の期間を超えたため、crown word を求めるというものでした。初日は、CAS 側の証人として、父の薬物使用などに関する、毛髪検査を担当した科学者の尋問、ケースワーカー4人の尋問、保護観察官の尋問が行われました。証人数は総勢6人であり、裁判官も、少し多いとの印象のようでした。2日目は、母親側の証人として、母親の状況を知っている [REDACTED] の尋問、ファミリードクターの尋問、母親の尋問が行われました。3日目は、終了しなかった母親の尋問、父親の尋問が行われました。

印象としましては、父親が [REDACTED] を自認しており、父親の抱える問題は深刻であるところ、他方、母親の [REDACTED] したものの、母親の日々の生活における父親への依存性が高いことから、子を両親の下に戻せる状況ではないものと感じました。裁判官も同様の心証とのことであり、おそらく結論としては、crown word とするとのようでした。もし、母親が父親から独立していれば子を母親の下には戻せる事案のようであり、なんとも言わん難い事案と感じました。

第2 その他

帰国に向けた準備をしております。室内設備の解約手続、荷物の搬出手続等、手続は多く残っておりますが、おおむね順調に進んでおります。

以 上